

特定鳥獣保護管理計画作成のための
ガイドライン(クマ編)
令和8年度版

概要・ポイント



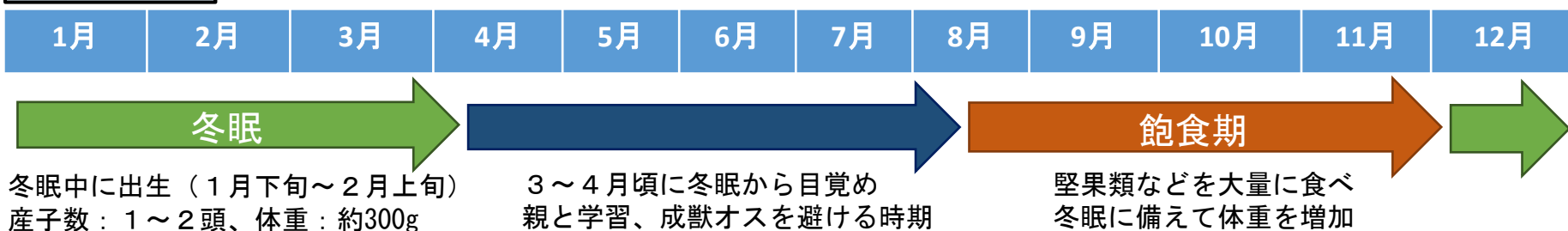
一般財団法人 自然環境研究センター 澤邊佳彦

- I クマの生態
- II クマの保護・管理の現状
- III クマの保護・管理の基本事項
- IV 特定計画の運用
- V 特定計画の記載項目
- VI ガイドラインの掲載事例

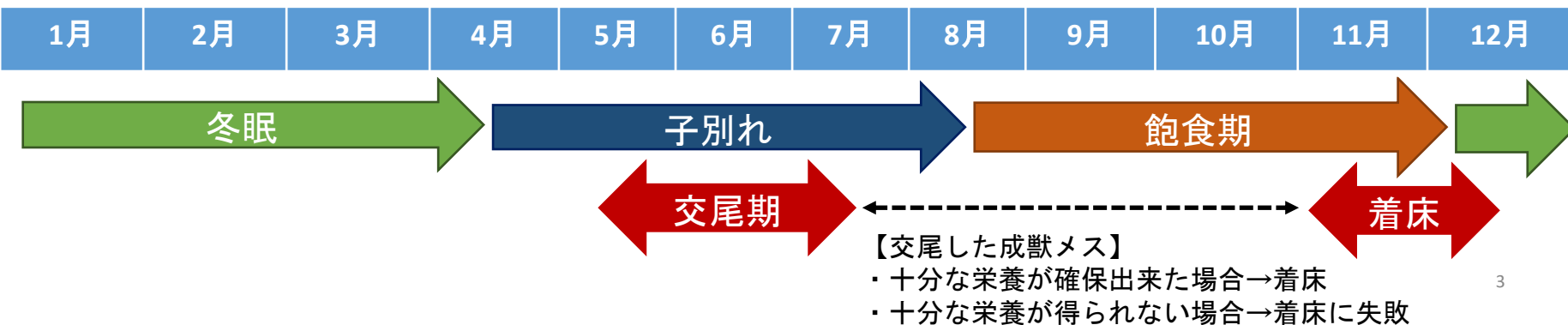
I クマの生態

	ヒグマ	ツキノワグマ
生息	北海道	本州・四国(一部の県を除く)
繁殖	生理的には4歳までに性成熟に達する。 晩春～初夏にかけて交尾期があり、着床時期は冬眠に入る11月下旬から12月上旬に起こる。 着床から2か月程度の妊娠期間(胎子発育期間)を経て、冬眠期に出産する。	
子育て期間	1年半～2年半	1年半
行動圏	♀＜♂(メスは定住性が高い)	♀＜♂(秋の堅果類の豊凶の影響を受ける)
体重	成獣♂:150－300kg、成獣♀:100－200kg	成獣♂:70－150kg、成獣♀:50－100kg

1年目



2年目



I クマの生態

食性

春



植物の花・芽

草本

前年度の堅果

動物の死骸

夏



草本

果実

昆虫

秋



主にブナ科果実

果実

糞の形状



餌により様々

性格



学習能力は高く、基本的に憶病で人目を避ける習性がある。ただし、鋭い歯や爪を持つため人身事故の発生時は重症化するリスクがある。

Ⅱ クマの保護・管理の現状

生息状況

- ・四国を除き全国的にクマの分布域は拡大。
- ・ツキノワグマは東北、中部、北陸に多く生息。
- ・推定個体数が増加傾向の地域がみられる（環境省RDBでLP選定の地域も同様に増加）。
- ・奥山等でもクマの生息密度が減少する傾向は示されていない。

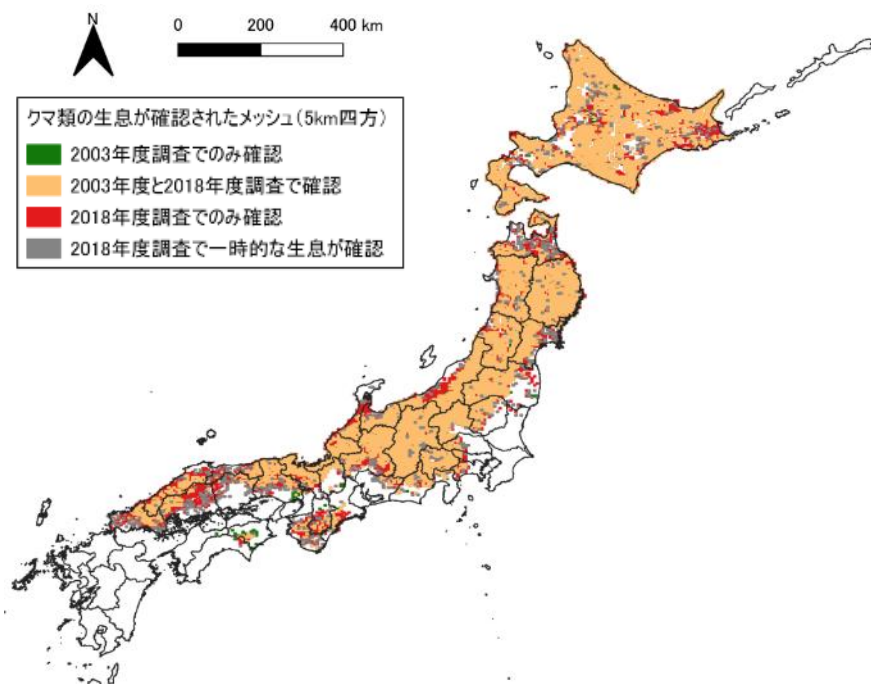


図 2018年度の分布状況

環境省自然環境局生物多様性センター
自然環境Web-GISより作成。 <https://www.biodic.go.jp/>

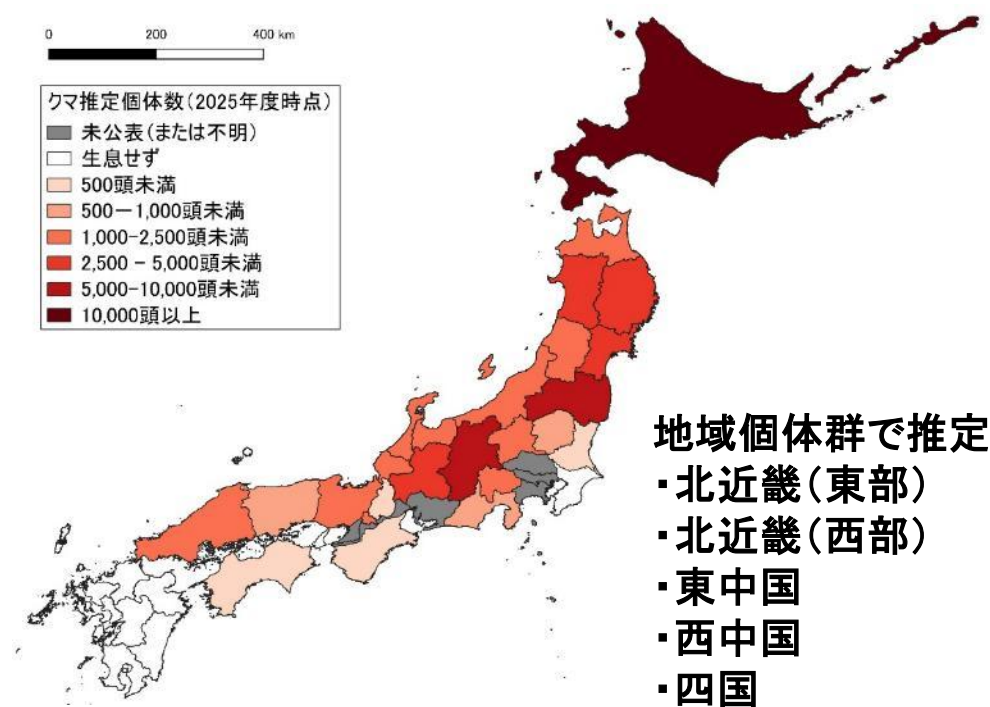


図 2025年度時点の推定個体数

環境省(2026)特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ編)令和8年度版より作成。

Ⅱ クマの保護・管理の現状

出沒・被害

- ・ツキノワグマは2023年度、2025年度に東北地方を中心に大量出沒。
- ・2025年度の出沒件数は、東北、関東、北陸、中部で過去最多を記録。
- ・ヒグマでは2021年度に過去最多を記録。
- ・ツキノワグマによる人身被害件数は2023年度、2025年度にそれぞれ過去最多を更新。

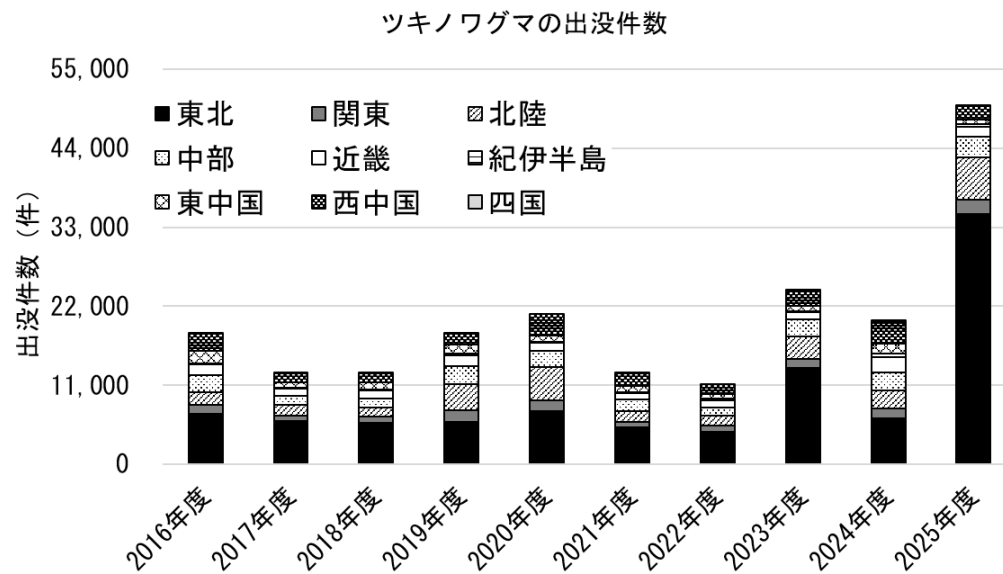


図 ツキノワグマの出沒件数の推移

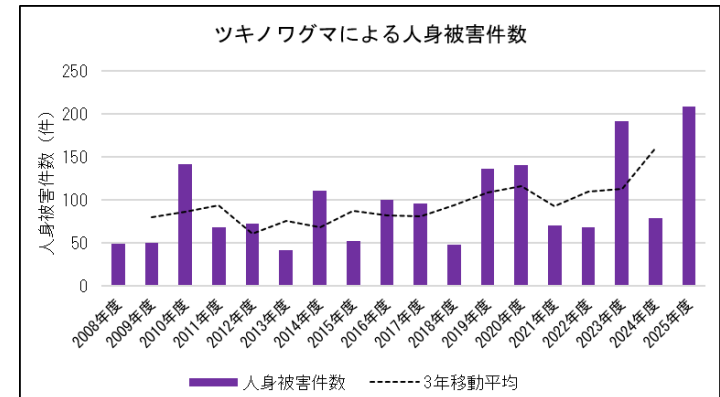
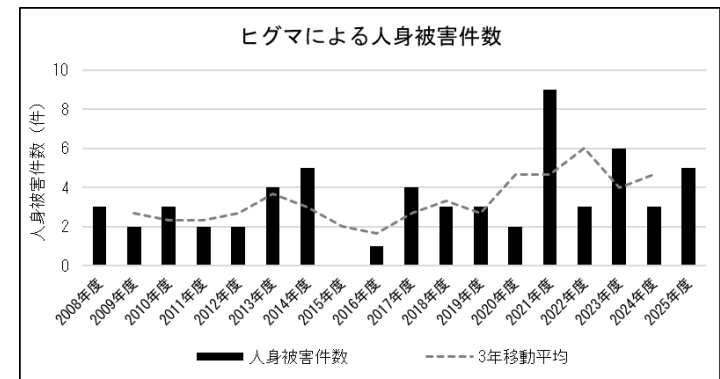
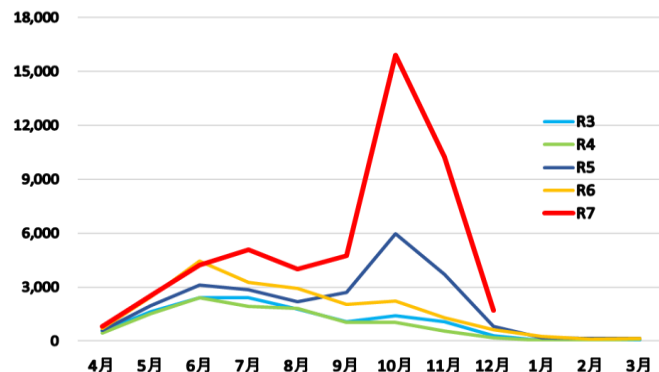
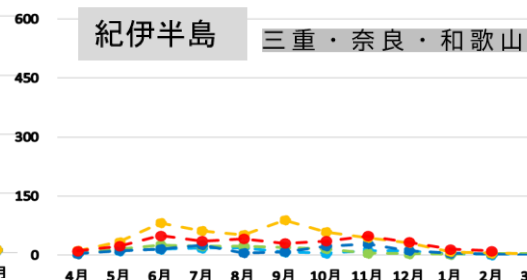
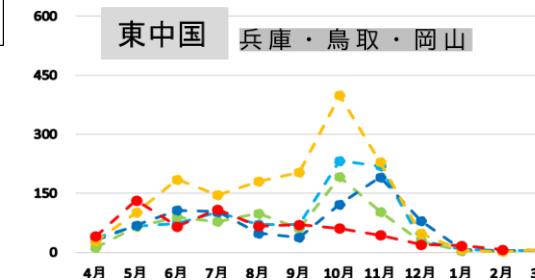
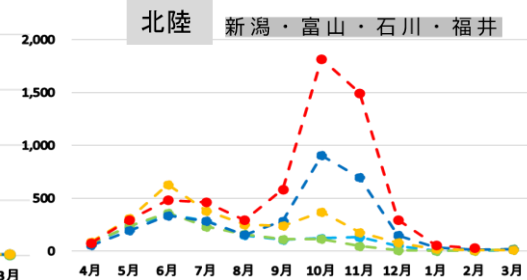
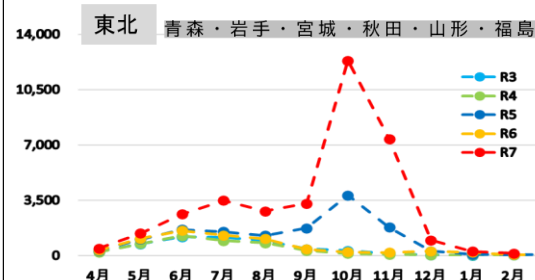
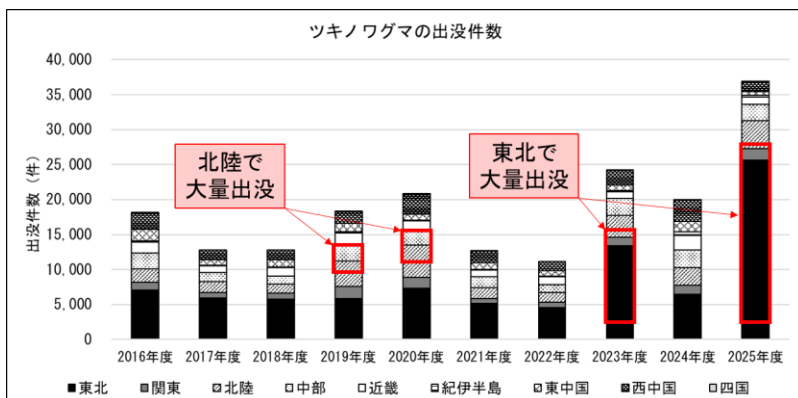


図 クマによる人身被害件数の推移

Ⅱ クマの保護・管理の現状

出沒の傾向

- ・通常の年は6月頃に出沒のピークがある。
 - ・堅果類(ドングリ)等の餌資源が凶作の場合、秋に大量出沒する傾向がある。
 - ・出沒の傾向は同じ年でも地域によって異なる。
- (2025年度は東北地方では大量出沒したが、西日本では平常年と同じ傾向)



直近5年における月別の出沒情報（全国の速報値）

直近5年における月別の出沒情報（地方毎の速報値）

※出沒件数は、都道府県で集計方法が異なること、社会的関心の高さに応じて報告数に違いがでることから、生息状況を直接表す指標ではない点に注意(参考値)。

Ⅱ クマの保護・管理の現状

捕獲数

- ・ヒグマ、ツキノワグマとも許可捕獲数は増加傾向。
- ・2025年度の許可捕獲数は、ヒグマ、ツキノワグマともに過去最多を記録。
- ・ツキノワグマは大量捕獲をした翌年度は捕獲数が下がるが、数年後(1-2年後)に再び捕獲数が増加する傾向がみられている。

ヒグマの捕獲数

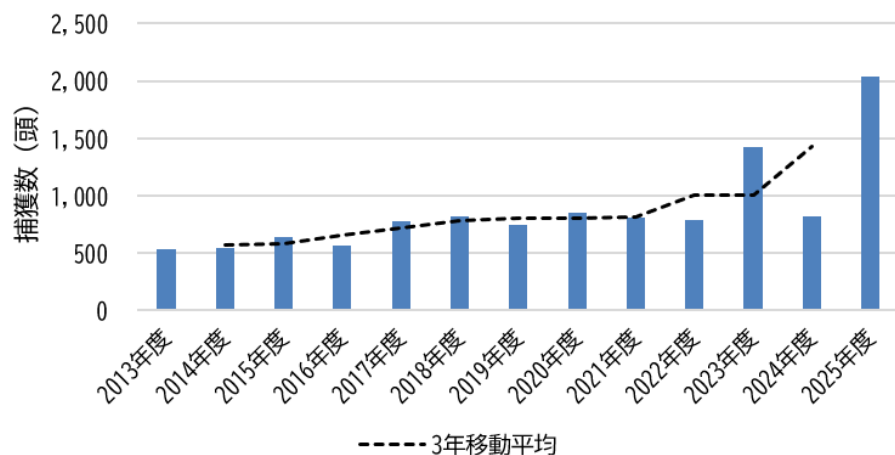


図 ヒグマの許可捕獲数
(2013-2025年度)

ツキノワグマの捕獲数

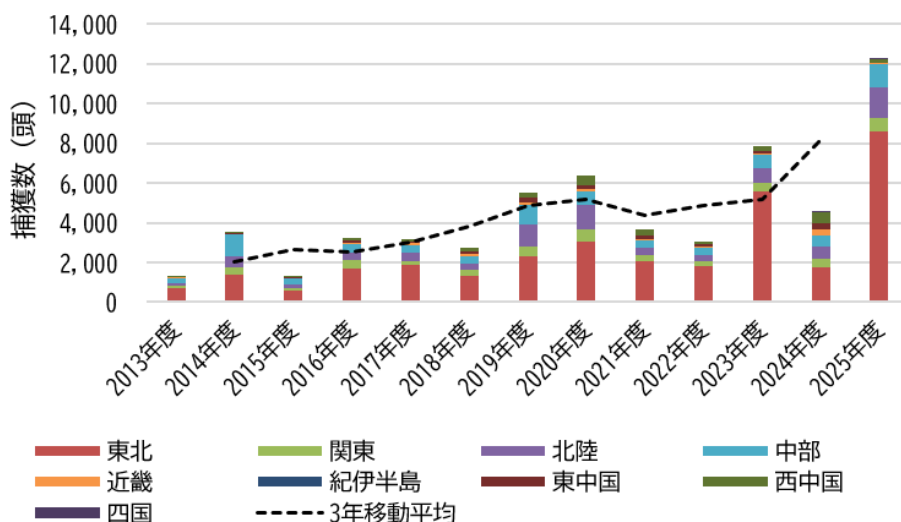


図 ツキノワグマの許可捕獲数
(2013-2025年度)

Ⅱ クマの保護・管理の現状

クマの分布拡大・個体数増加の要因

- ・人の生活圏で発生する人身被害が増加する傾向が確認されている。
- ・人家等への侵入、住宅の敷地内での人身被害の発生など、深刻な被害も発生している。

【分布域の拡大】

●中山間地域での人間活動の低下

（人口減少・少子高齢化、都市への一極集中等）

●市街地等周辺的环境変化

（里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等によりクマの生息に適した環境へ）

【個体数の増加】

●個体群の回復を目的とした施策の実施

（1990年代以降の狩猟の自粛・規制、放獣の推進、自然増加率を目安とした捕獲数の設定等）

●分布拡大に伴う集落周辺での個体の定着

Ⅱ クマの保護・管理の現状

ガイドライン改定の背景と目的

- 分布域の拡大や個体数の回復・増加に伴い、全国的にクマの出没件数及び捕獲数の増加、人身被害の発生がみられる
- 市街地等を避けずに行動する個体が確認されている
- ツキノワグマでは人の生活圏周辺への分布域の拡大、生活圏周辺の利用頻度の高い個体などが確認
- 捕獲等の強化による人の生活圏からのクマの排除、生活圏周辺におけるクマの定着の防止、被害状況を踏まえた目標設定の考え方の整理、個体群管理と被害防止対策によるクマとのすみ分けの強化、これらの一層の推進を目的にガイドラインを改定した

Ⅱ クマの保護・管理の現状

「クマ類による被害防止に向けた対策方針」のポイント

- 令和6年2月8日の専門家検討会において、科学的知見に基づき、「**クマ類による被害防止に向けた対策方針**」を取りまとめ。
- 対策の基本的な考え方は、**クマ類の地域個体群を維持**しつつ、**人の生活圏への出没防止**により、**人とクマ類のすみ分け**を図る。
- その実現に向け、「**ゾーニング管理**※1」、「**広域的な管理**※2」、「**順応的な管理**※3」の**3つの管理**を推進。

※1：人の生活圏とクマ類の生息域の区分 ※2：保護管理ユニットに基づき都道府県をまたぐ広域管理 ※3：事業のモニタリングにより、より適切な管理方法を適用

指定管理鳥獣の指定

- **クマ類を指定管理鳥獣※に指定**（絶滅のおそれのある四国の個体群を除く）。**都道府県等への技術的・財政的支援**が必要。
- **捕獲に偏らない対策**が必要（調査・モニタリング、出没防止対策、出没時の体制構築、人材育成 など）。

※ 都道府県等が捕獲等により集中的かつ広域的に管理する鳥獣

人の生活圏への出没防止

- 放任果樹等の**誘引物の管理**、**電気柵**の設置、**追い払い**、山林、耕作放棄地、移動ルート**の緑地の刈り払い**、**緩衝帯**の整備が必要。

出没時の対応

- **市街地等での銃による捕獲**について、**鳥獣保護管理法の改正**も含めて、**対応方針の検討・整理**が必要。

人材育成・配置 他

- 都道府県・市町村への**専門的な人材**の育成・配置、**捕獲技術者**の育成・確保が必要。
- **ICT等を活用**した出没情報の提供、モニタリング手法の開発が必要。
- **過度な苦情への対応**、**四国個体群の保全強化**等が必要。

クマ類保護及び管理に関する検討会

（第1回）令和5年12月26日（火）

- ・ クマ類の生息状況、被害状況等について
- ・ ヒアリング（北海道、岩手県、秋田県、群馬県、富山県、兵庫県）

（第2回）令和6年1月9日（火）

- ・ ヒアリング（大日本猟友会、北海道農業協同組合中央会、日本自然保護協会、知床財団、NPO法人ピッキオ）
- ・ 論点の整理

（第3回）令和6年2月8日（木）

- ・ 「クマ類による被害防止に向けた対策方針」の決定

（検討委員）※五十音順

- ・ 大井 徹 石川県立大学生物資源環境学部 特任教授
- ・ 小池 伸介 東京農工大学大学院 教授
- ・ 近藤 麻実 秋田県生活環境部自然保護課 主任
- ・ 佐藤 喜和 酪農学園大学 農食環境学群 教授
- ・ 澤田 誠吾 島根県西部農林水産振興センター 主幹
- ・ 山崎 晃司 東京農業大学地域環境科学部 教授 ※座長
- ・ 横山 真弓 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

指定管理鳥獣に関する取組

- **指定管理鳥獣の指定**（鳥獣保護管理法省令の改正）
※4月16日に公布・施行
- **指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の拡充**（クマ類の追加）

Ⅱ クマの保護・管理の現状

クマ被害対策パッケージ（概要）

令和7年11月14日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

- クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージの実施により、国民の命と暮らしを守る。
- 人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現する。

※いずれの取組も新規又は対策の強化を行うもの

緊急に対応すること（★は着手済）

- ★緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣（環境省）
- ★緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく（環境省）
- ★効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成（環境省）
- ★自治体職員による捕獲従事等に関する通知発出（環境省、総務省）
- ★インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等（環境省、観光庁）
- ★警察によるライフル銃を使用したクマの駆除（警察庁）
- ★都道府県・市町村等と連携した出沒時の安全確保（警察庁、文部科学省）
- 自衛隊OB、警察OB等への協力要請（環境省、防衛省、警察庁）
- ★学校及び登下校時の安全確保に関する取組の周知等（文部科学省、環境省）
- ★農林業従事者の安全確保の徹底（農林水産省、林野庁）

短期的に取り組むこと

- 春期のクマ捕獲及び捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底（環境省、農林水産省、総務省）
- ガバメントハンターの人件費や資機材等の支援（環境省）
- クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備（警察庁）
- 市街地等での適切な麻酔銃の使用方法、効果的な捕獲方法・出沒防止対策に関する情報提供（環境省、農林水産省）
- 緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出沒情報の提供等（環境省、農林水産省、林野庁）
- 河川における出沒対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等（国土交通省）

中期的に取り組むこと

- 自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成（環境省、農林水産省）
- クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等（環境省）
- 適切な個体数管理のための統一的手法による個体数推定（環境省）
- 堅果類の豊凶調査に基づくクマ出沒傾向に関する情報発信（環境省、林野庁）
- 保護区の設置・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け（環境省、林野庁）

○ 各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施

（主な対象経費）・ハンターへの手当等の捕獲推進にかかる費用 ・ガバメントハンター人件費 ・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費 ・緩衝帯整備費 ・誘引物の撤去費 ・ICTを活用した出沒対策費 ・人材育成のための研修費 等 ※その他 警察官の資機材整備、河川の樹木伐採、旅行者への多言語発信などを実施

○ 交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる

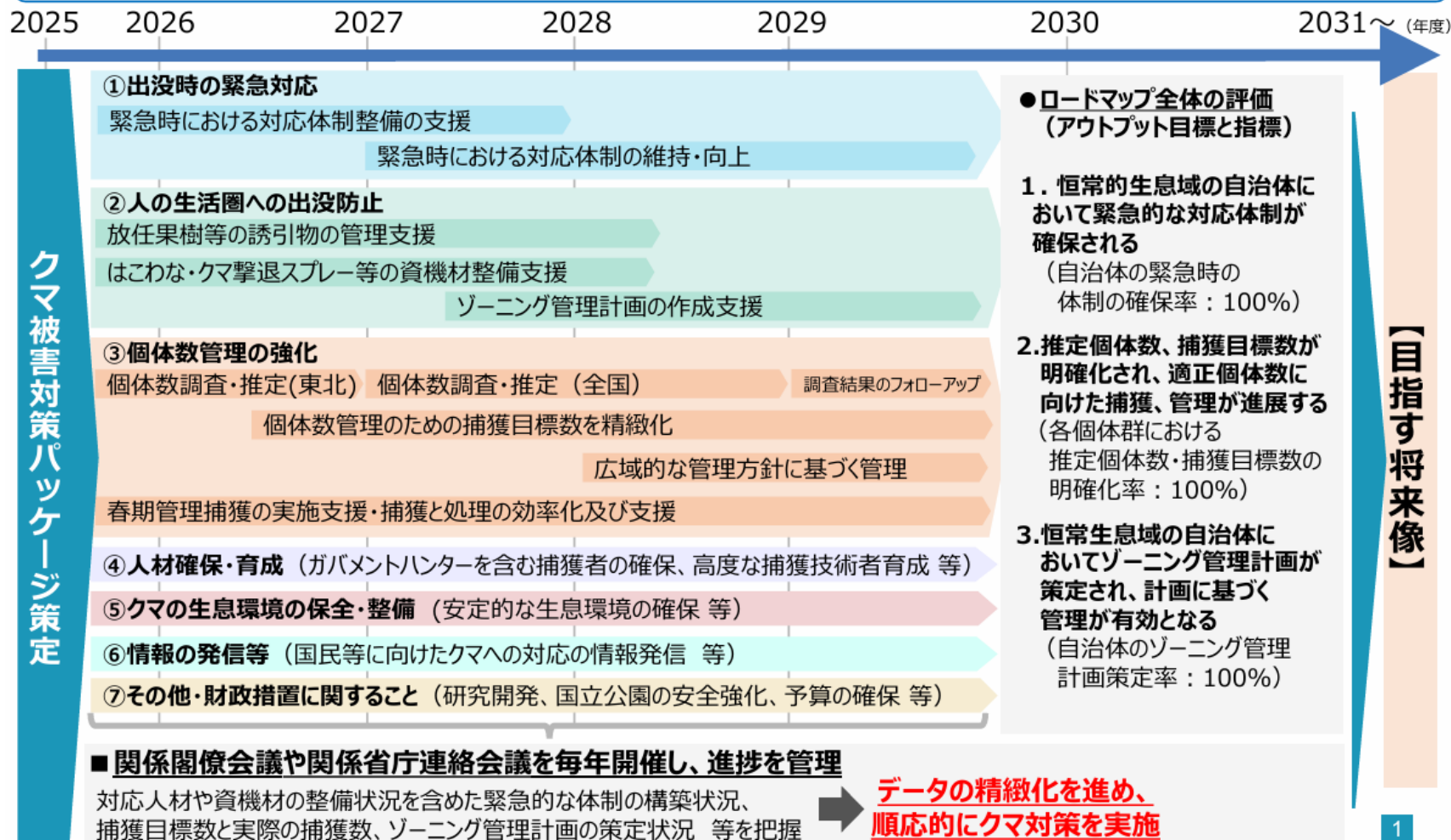
Ⅱ クマの保護・管理の現状

クマ被害対策ロードマップ

令和8年3月27日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

【目的】：2030年度まで、都道府県や市町村等と連携しつつ、関係省庁が一体となって政策資源を総動員し、「クマ被害対策パッケージ」に含まれる施策を体系的に実施することで、クマ被害対策の継続的かつ効果的な推進を図る

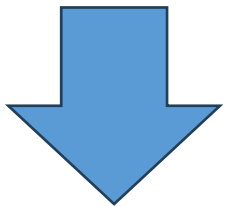
【目指す将来像】：クマ出没時の対応体制が確立され、人とクマのすみわけを実現し、国民の命と暮らしを守る



Ⅲ クマの保護管理の基本事項

クマの保護・管理の目的

地域個体群の安定的な存続と人とクマの軋轢の低減



目的達成のために・・・

(1) 広域管理

- ・保護管理ユニット単位での管理
- ・保護管理ユニットの個体数水準に応じた方針

(2) ゾーニング管理

- ・すみ分けを図るためのゾーン整理

(3) 基本的な施策

- ・個体群管理、生息環境管理、被害防除対策

(4) 出沒対応

施策等を支える事項：体制整備、普及啓発、モニタリング

Ⅲ クマの保護管理の基本事項

(1) 広域管理

- ・クマは行動範囲が広く行政界を跨いで行動するため行政界を越えた単位で管理が必要。
- ・地域個体群の分布境界をもとに、クマの管理単位として「保護管理ユニット」を設定。
- ・ユニット毎の状況を踏まえて個体群管理の方針を設定。
- ・**管理の目的は「軋轢の軽減」**(個体数管理は目的達成のための方法の一つ)。



個体数水準	個体群管理の方針
個体数水準1 【総個体数】 150頭以下 (成獣: 100頭以下)	目的: 保護 【上限】3%以下 ・狩猟禁止。 ・捕獲は可能な限り非捕殺的な対応
個体数水準2 【総個体数】 150-600頭程度 (成獣100-400頭)	目的: 保護 【上限】5%以下 目的: 管理 【上限】自然増加率以下 ・狩猟含む総捕獲数は上限の範囲内
個体数水準3 【総個体数】 600-1,200頭程度 (成獣: 400-800頭)	目的: 管理 ・軋轢の軽減 ・個体数水準3の範囲で目標個体数設定
個体数水準4 【総個体数】 1,200頭以上 (成獣: 800頭以上)	目的: 管理 ・中長期的な軋轢の発生を軽減 ・個体数水準4の範囲で目標個体数設定 (軋轢低減に必要な場合は個体数水準3の範囲で目標個体数設定)

Ⅲ クマの保護管理の基本事項

対象種	保護管理ユニット		関係行政機関	個体数水準	旧ガイドラインの 個体数水準
ヒグマ	1	渡島半島地域	後志総合振興局の一部、渡島総合振興局全域、檜山振興局全域	4	4
	2	積丹・恵庭地域	石狩振興局・後志総合振興局・胆振総合振興局の一部	3	3
	3	天塩・増毛地域	空知総合振興局・石狩振興局・上川総合振興局の一部、留萌振興局全域	3	3
	4	道東・宗谷地域	上川総合振興局・宗谷総合振興局の一部、オホーツク総合振興局全域、十勝総合振興局の一部、釧路総合振興局全域、根室振興局全域	4	4
	5	日高・夕張地域	空知総合振興局・胆振総合振興局の一部、日高振興局全域、上川総合振興局・十勝総合振興局の一部	4	4
ツキノ ワグマ	1	下北半島	青森県	2	2
	2	白神山地	青森県、秋田県	4	4
	3	北上山地	青森県、岩手県、宮城県	4	4
	4	北奥羽	青森県、岩手県、秋田県	4	4
	5	鳥海山地	秋田県、山形県	4	4
	6	月山・朝日飯豊	山形県、福島県、新潟県	4	4
	7	南奥羽	宮城県、山形県、福島県	4	4
	8	越後三国	福島県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県	4	4
	9	北アルプス	新潟県、富山県、長野県、岐阜県	4	4
	10	白山・奥美濃	富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県	4	4
	11	関東山地	群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県	4	3
	12	富士・丹沢	神奈川県、山梨県、静岡県	2	1
	13	中央・南アルプス	山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県	4	4
	14	近畿北部	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県	4	3
	15	東中国	兵庫県、鳥取県、岡山県	3	3
	16	西中国	島根県、広島県、山口県	4	3
	17	紀伊半島	三重県、奈良県、和歌山県	2	2
	18	四国	徳島県、愛媛県、高知県	1	1

Ⅲ クマの保護管理の基本事項

(2)ゾーニング管理

- ・野生動物の生息環境等と人間活動等を考慮し、すみ分けを図るために地域を区分。
- ・「排除エリア」「管理強化エリア」「緩衝地帯」「コア生息地」の4区分。
- ・従来のガイドラインでは概念の共有であったが、人の生活域空間を明確にし、すみ分けを図るための対策を徹底するため、「排除エリア」「管理強化エリア」を設定する。
- ・広域のコア生息地や緩衝地帯の中にも「排除エリア」「管理強化エリア」の設定が可能。

区分	目的	定義	クマの状態	中心となる施策
排除 エリア	・人身被害等防止 ・経済的損失防止	・人の安全・生産活動を最優先 ・市街地等や集落、農地 (市街地等内の河川等含む)	侵入させない	・被害防除対策 (誘引物管理、柵設置等) ・侵入防止(ヤブ等の管理) ・捕獲(侵入個体の排除)
管理強化 エリア	・クマの定着防止 ・排除エリアへの侵入防止	・定着・侵入防止のため積極的 に対策を実施するゾーン	定着させない	・被害防除対策、環境管理 ・被害防止のための積極的 な捕獲
緩衝地帯	・人間活動とクマの 生息の両立	・コア生息地を除くクマ生息域	安定的に存続 できる個体数 生息密度:高	・捕獲(個体数の調整) ・生息環境管理
コア 生息地	・生息環境の保全	・地域個体群の維持を図る ・クマの良好な生息環境を保全		・生息環境管理 (針広混交林や広葉樹の誘 導、採餌環境等の改善)

Ⅲ クマの保護管理の基本事項

参考 新旧ガイドラインのゾーン区分の定義

区分	目的	定義	旧ガイドラインの区分
排除 エリア	人身被害等の発生や経済的損失の防止	人の安全や生産活動を最優先させるゾーン。 <u>市街地等や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河畔林等を含む。</u>	排除地域： 市街地、集落内の住居集合地域等の人間の居住地
管理強化 エリア	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入の防止	<u>クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止</u> するために、積極的に対策（捕獲等・生息環境管理・被害防除対策）を実施するゾーン。	防除地域： 農業、水産業など人間活動が盛んな地域
緩衝地帯	人間活動とクマの生息の両立	コア生息地を除く <u>クマの生息域</u> となるゾーン。	緩衝地帯： コア生息地と防除地域・排除地域の間の地域であり、クマ類の生息地。環境整備や狩猟等の人間活動により、物理的または心理的に人間とクマ類の空間的・時間的な棲み分けを図る
コア 生息地	クマにとって良好な生息環境を保全	地域個体群の安定的な維持を図るため、 <u>クマにとって良好な生息環境を保全</u> するゾーン。	コア生息地： 健全な個体群の維持を担保するうえで重要な奥山等の地域。個体群の保全に不可欠な低山帯を含む

Ⅲ クマの保護管理の基本事項

(3) 基本的な施策－個体群管理・生息環境管理・被害防除対策－

- ・ゾーニング管理の考えの下、3つの施策を組み合わせる（すみ分けの推進）。
- ・各施策は鳥獣行政、河川行政、農林行政などの複数部局が関係して対応するため、関係機関や部局と十分連携・調整を図って進めていく。

個体群管理	生息環境管理	被害防除対策
■方法 ①問題個体の管理 ▶個体群から問題個体を排除 ②個体数の管理 ▶一定の個体数に保つ ■進め方 (全体) ・軋轢防止の目標と目標個体数を定め個体数を管理 ・目標個体数の達成と軋轢防止の関係をモニタリング (排除エリア、管理強化エリア) ・人の生活圏周辺からクマを排除	■方法 ①クマの生息環境の保全 ②人里周辺にクマがよりつきにくい環境を管理 ■進め方 (排除エリア、管理強化エリア) ・ヤブの刈り払い等によりクマが生息、定着しづらい環境を整備 ・森林から市街地等へ続く緑地での刈り払いや伐採 (緩衝地帯、コア生息地) ・人工林の針広混交林や広葉樹林への誘導等	【方法】 ①誘引物の管理 ②電気柵等による物理的防除 ■進め方 (原則) ・被害発生後の対策ではなく、予防対策が原則 (排除エリア、管理強化エリア) ・排除エリアの侵入防止のために対策を徹底する ・柵の設置、放任果樹等の管理 (緩衝地帯、コア生息地) ・ゴミなどの人為的誘引物を管理

【問題個体】・排除エリアに出没又は出没を繰り返している個体

- ・人や農作物等に被害を与えたり執着して被害を与える可能性が高い個体

Ⅲ クマの保護管理の基本事項

(3) 基本的な施策－個体群管理－

- ・問題個体の管理と個体数の管理を行う。
- ・管理の目的は、人とクマとの軋轢の軽減。

個体群管理
以下を適切な状態に保つこと
・個体数
・分布
・構成(性別、年齢など)

クマの保護管理の目的の一つ: **人とクマとの軋轢の軽減**

個体群を適切に管理することで軋轢を発生させる状況を改善する
(分布はゾーニングで管理)

問題個体管理と個体数管理

問題個体の管理
軋轢の原因となる個体を個体群から取り除く
問題個体とは
①排除エリアに出没している個体
②これまでに人へ危害を与えた個体、農作物等に執着するなど農林水産業への経済的損失を発生させた個体といった、直接的な被害を発生させた個体であって、現時点では排除エリアにいない個体

個体数管理
軋轢の軽減を図れる適正な数で管理する
軋轢の低減と、地域個体群の存続が可能となる個体数への調整。個体数管理には、個体数を増加・減少させるだけでなく、一定の個体数に保つことも含まれる

Ⅲ クマの保護管理の基本事項

(3) 基本的な施策－個体群管理－

- ・ 問題個体は、発生させないための取組みを進め、発生した場合は被害が深刻化する前に迅速に対応する。
- ・ 個体数管理が必要な地域では、適正な生息状況となるまで、個体数を管理する。

クマの個体群管理の考え方

【問題個体管理の重要性】

- クマによる被害は個体の問題度に影響するところがあり、個体数に比例して単純に増加はしない
- 問題個体の放置は、住民等の安全確保の観点から、捕獲等により迅速に排除することが重要

【個体数管理が必要な地域】

- クマの個体数の増加により、クマの生息域と人の生活圏の重なりがみられるような地域では人の生活圏でのクマの出没、クマによる人身被害が発生している。
- 個体数が増加した地域では、捕獲以外の対策(生息環境管理、被害防除対策)のみを進めても、輾転を効果的に低減することにつながりにくいことに加え、秋季の食物資源(堅果類等)が凶作の場合、大量出没の規模も大きくなる。
- このような地域では、捕獲による人の生活圏周辺からのクマの排除、個体数の適正化が必要となる。

排除エリアへの出没抑制、管理強化エリアでの定着個体の排除などを、生息環境管理や被害防除対策と組み合わせて推進していくことが重要

Ⅲ クマの保護管理の基本事項

(3) 基本的な施策－生息環境管理－

・クマの生息環境の保全とクマが利用しづらい環境の管理の2本立てで進める。

コア生息地

緩衝地帯

地域個体群の長期にわたる安定的な維持や保護を進める

人工林の針広混交林化や広葉樹林への誘導によりクマの採餌環境等の改善を目指す

管理強化エリア

排除エリア

クマが生息・滞在しづらい環境を整備（里地里山林や耕作放棄地等でヤブの刈り払い等）
市街等への侵入ルートとなりうる緑地（河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）
等において、樹木の伐採や下草の定期的な刈り払い等を行う



緩衝帯の整備

Ⅲ クマの保護管理の基本事項

(3) 基本的な施策－被害防除対策－

- ・排除エリアへのクマの侵入防止を図るには、排除エリアと管理強化エリアにおいて被害防除対策を適切に実施することが重要。

排除エリア

クマの侵入を防ぐために電気柵や防護柵等の設置、未収穫作物や放任果樹等の対策
人家敷地内等へ誘引しないための生ごみやコンポスト、家庭菜園等の適切な管理

管理強化エリア

生息環境管理の対策に加え、カキやクリ等の誘引物を適切に管理するほか、広域の
侵入防止柵等を設置し、排除エリアへの侵入を防止する。



放任果樹の伐採

Ⅲ クマの保護管理の基本事項

出沒対応

- ・クマを人の日常生活圏に出沒させないための取組が基本。
- ・市街地等に出沒した場合に備え、緊急銃猟の対応を含めた体制整備を行う。
- ・市街地等での捕獲対応に係る関係法令を理解する。

出沒防止の取組

<対策方針での整理(出沒要因)>

- ・人への警戒心の薄れ
- ・中山間地域での人間活動の低下
- ・里山の利用縮小
- ・耕作放棄地の拡大
- ・放任果樹の増加等



- ▶市街地等の周辺がクマの生息に適した環境に変化
- ▶河川や緑地等が市街地等への侵入経路として利用



- 耕作放棄地の解消
- 放任果樹の対策
- 農地への侵入防止
- 侵入経路の遮断
- 豊凶調査による事前の出沒予測

出沒に備えた体制の整備

【事前準備】

- ▶関係者リスト作成と役割分担整理
- ▶連絡体制図の作成
- ▶マニュアルの作成
- ▶模擬訓練の実施
- ※緊急銃猟の対応体制も整備

捕獲の関係法令(市街地等) (銃猟)P34-35

- 緊急銃猟:法34条の2
- 麻酔銃:法34条第2項及び第3項、緊急銃猟
- その他:警察官職務執行法、刑法(銃猟以外の方法)P35-37

人身被害発生時の対応

- ・現場検証、加害個体のサンプル採取
- ・被害発生原因の解明
- ・再発防止対策の検討
- ・対応判断のための事前の体制整備(連絡協議会等)と情報共有
- ・人身被害事例の分析

Ⅲ クマの保護管理の基本事項

- クマが人の日常生活圏に出没した場合には、緊急銃猟制度により、銃器を使用して捕獲等することが可能であるが、本来はクマを人の日常生活圏に出没させないことが重要であることから、緊急銃猟制度による対処のみに安易に頼ることとは、行政の姿勢として適切ではない
- 長期的な視点に立った計画的な管理施策を、平時から講ずることによって、市街地等へのクマの出没を防止することを基本とした上で、それでもなおクマが人の日常生活圏に出没した場合に限り、緊急銃猟によって対処することが行政の姿勢として望ましい

上記を理解した上で参考とするマニュアル・ガイドライン

クマ類の出没対応マニュアル－改定版－
(2021年3月)



緊急銃猟ガイドライン
(2026年3月改訂)



Ⅲ クマの保護管理の基本事項

市街地での銃猟の関係法令

■緊急銃猟
(法34条の2)

- ・2025年～
- ・人の日常生活圏
- ・危険鳥獣(クマ・イノシシ)
- ・安全確保等の条件下
- ・要件を満たす捕獲者のみ
- ・実施主体は市町村長
- ・麻酔銃も可能

■法9条許可による麻酔銃猟
(法38条の2)

- ・2014年～
- ・住居集合地域等
- ・法38条第3項は適用除外とならない(人や建物等に向けての銃猟は不可)
- ・法9条、法38条の2に基づく都道府県知事の許可が必要

■その他
(警察官職務執行法第4条第1項)
(刑法37条)

- ・緊急避難

表 麻酔を用いた捕獲等の整理(ガイドラインP37参照)

	法令に基づく規制や手続き					運用上の留意点		
	鳥獣保護管理法					その他の法令(毒物及び劇物取締法、医薬品医療機器等法、麻酔及び向精神薬取締法)	安全かつ確実に実施できる場合(※)	安全かつ確実に実施できる場合(※)
	第9条に基づく許可(鳥獣の捕獲等の許可)の可否	第37条第1項の許可(危険猟法の許可)の可否	第38条(緊急銃猟)の対応					
			第1項(夜間銃猟の禁止)	第2項(住居集合地域等における銃猟の禁止)	第3項(建物等に向かってする銃猟の禁止)			
麻酔銃猟 (緊急銃猟として実施)	不要	使用する薬剤や量によっては必要	禁止の適用除外	禁止の適用除外	禁止の適用除外	使用する薬剤や量によっては必要	制度上は可能だが推奨されない	制度上も可能であり、運用上も実施し得る
麻酔銃猟 (鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて実施)	必要	使用する薬剤や量によっては必要	実施不可	禁止の適用除外 (法9条に加え、法第38条の2の許可を得た場合のみ)	実施不可	使用する薬剤や量によっては必要	制度上は可能だが推奨されない	制度上も可能であり、運用上も実施し得る
吹き矢を使用した麻酔 (鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて実施)	必要	必要	禁止の対象外	禁止の対象外	禁止の対象外	使用する薬剤や量によっては必要	制度上は可能だが推奨されない	制度上も可能であり、運用上も実施し得る

Ⅲ クマの保護管理の基本事項

麻酔による捕獲の参考

< 麻酔による捕獲の特徴 >

- 一般の装薬銃に比べて有効射程距離が短いものが多く、到達範囲の確認が容易
- 使う薬品の種類や量を状況に応じて、安全に配慮して調節することが可能
- 細かな安全対策を講じることが出来れば、一般的な銃猟よりも安全性を高めることが可能

< 麻酔捕獲の注意点 >

- 麻酔薬の効力が現れるまでに時間を要するため、撃たれた対象個体が興奮して、周辺の住民、住宅等に重大な危害又は損害を及ぼす可能性がある
- 確実に対象個体の体内に麻酔薬を投薬することが求められること、一般的な装薬銃の発射と比べてより対象個体に近づく必要があることから、従事者が反撃を受ける可能性がある
- クマの反撃による被害が発生した場合、人命に関わる甚大なものとなる可能性がある
- 上記を踏まえたうえで、安全かつ確実に麻酔銃猟を実施することが可能と判断される場合は、麻酔銃猟によるクマの捕獲等は実施し得る
- 吹き矢を使用して行う麻酔は、上記と同様の留意点があるものとして取り扱う

参考：住居集合地域等における
麻酔銃の取扱いについて（平成28年）



参考：麻酔によるクマの捕獲体制構築 ～人の日常生活圏における麻酔（麻酔銃、吹き矢）を用いたクマの捕獲体制の構築等に関する参考資料～（令和8年7月、環境省自然環境局）



Ⅲ クマの保護管理の基本事項

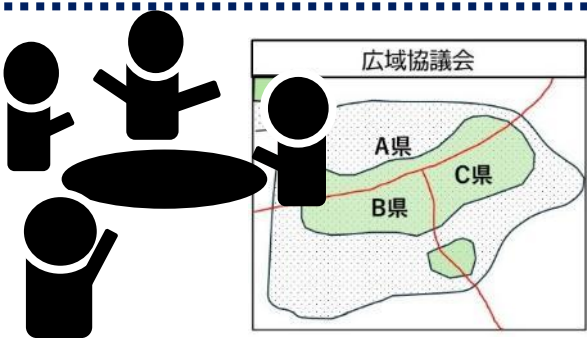
- 人身被害の発生時は、発生状況を正確に把握するため、可能な限り現場の状況を保存し、現場検証と加害個体のサンプル採取を行う
- 人身被害が発生した場合にどのような対応を行うか迅速に判断できるように、関係者（都道府県、市町村、警察、消防、捕獲技術者、学識経験者等）で構成する連絡協議会等を事前に立ち上げておくのが重要
- 人身被害の防止対策を検討する上では、過去の事例の分析（人身被害に至らなかったがクマと遭遇した事例を含む）を行い、クマとの遭遇要因や適切な対策方法について検証することが重要

収集する情報の例

項目	内容
基本情報	日時、天候
被害者の情報	年齢、性別、身長、連絡先、怪我の状況(怪我の種類、受傷部位等) 事故時の活動内容、行動人数、対策の有無(内容、装備等)
発生場所	場所(住所、位置情報)、周辺の環境(写真等)、誘引物の有無
加害グマに関する情報	事前の情報の有無(遭遇や事故発生前に目撃情報があったか等) 個体の行動(事故発生前・発生時・発生後)、大きさ、頭数(単独／親子)

IV 特定計画の運用

- ・「広域（保護管理ユニット）」と「特定計画（都道府県単位）」のスケールで保護管理を考える
- ・特定計画は広域保護管理指針等と整合を図る



環境省、都道府県で
広域協議会を設立

＜現状整理＞
クマの生息状況、軋轢
ユニットの個体数水準

- ・目標個体数の設定
- ・広域のコア生息地の検討・確保

広域指針に基づき、都道府県は特定計画を作成

ガイドラインP42参照

■軋轢軽減の目標を設定

- 【例】農作物被害額を 2010 年度と同程度に抑える。
- 【例】排除エリア内の出没件数を年間 100 件程度まで減少させる（5 年間の平均）

■軋轢軽減につなげるための目標個体数の設定

- 【例】個体数を 1,500 頭程度で維持する

目標達成のための施策を設定

ゾーニング管理	市町村のゾーニング管理計画を支援
個体群管理	年間捕獲率を15～16%で維持。排除エリアの侵入個体は排除し、捕獲は管理強化エリアと緩衝地帯を中心に実施
被害防除対策	デントコーンや果樹への電気柵の設置を支援
生息環境管理	市町村が実施する河畔林の樹木伐採当を支援

IV 特定計画の運用

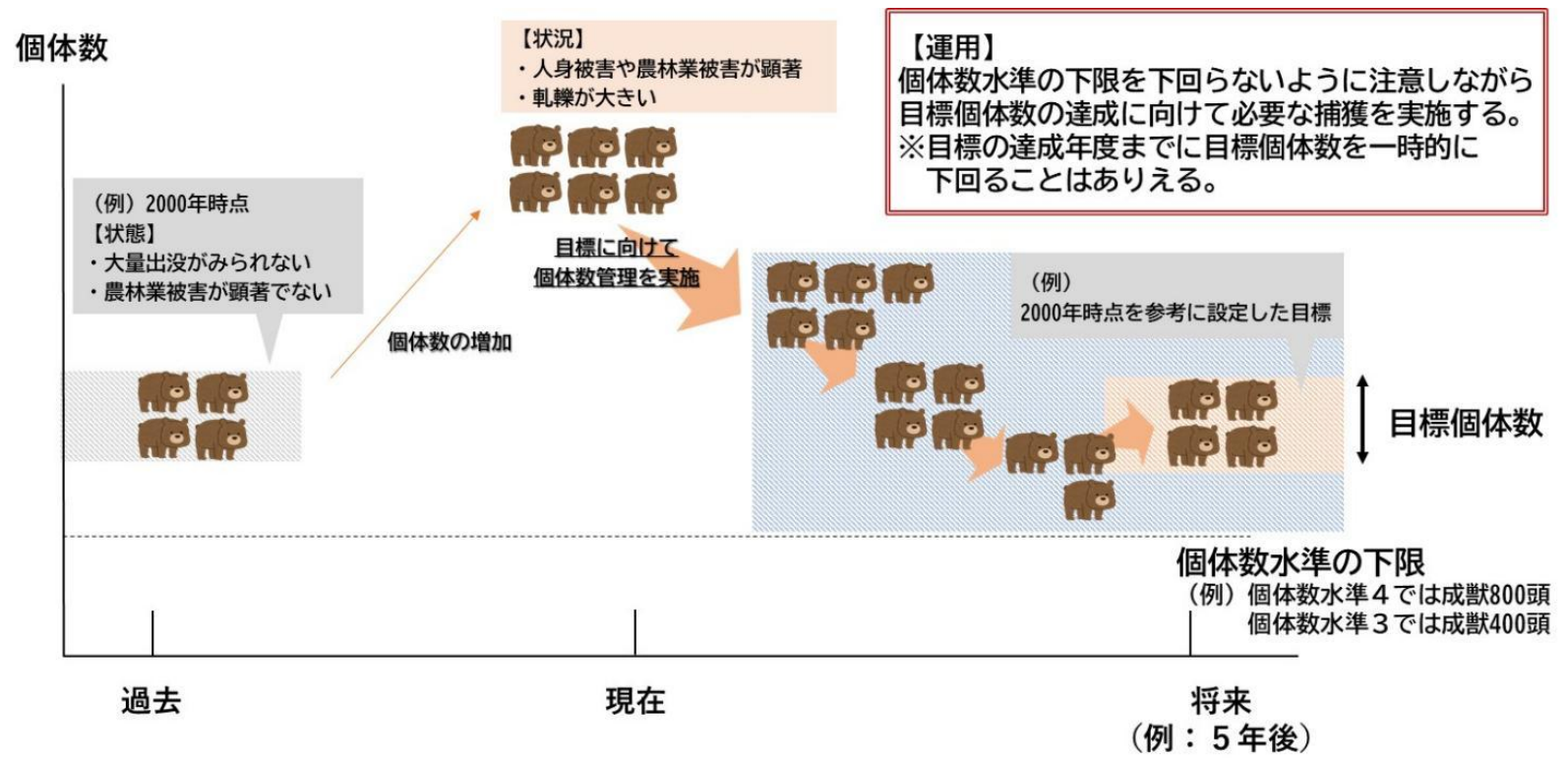
目標の設定

	目標	理由
例 1	【計画目標】 軋轢を10年前の状態まで 下げる	推定個体数が800頭を超えた10年前から、被害件数と許可 捕獲数が増加傾向で、大量出没年の出没件数の増加と発生 サイクルの短縮がみられる。 そのため、軋轢の低減を目的に、10年前の推定個体数であ る800頭を目標とする。
	【目標個体数】 800頭程度で管理	
例 2	【計画目標】 市街地等へのクマの出没を 減らす	近年クマの分布域拡大で、市街地での出没が増加。市街地 とその周辺メッシュで積極的に個体数管理を行い市街地等 へのクマの侵入を防ぐ。 クマの分布域では、市街地・周辺等を除いた約10,000メッ シュを担保。1メッシュあたりの平均生息密度を0.15頭/km ² と することを目標として、目標個体数を1,500頭以下(約1,000～ 2,000頭)とする。
	【目標個体数】 1,500頭以下で管理 (概ね1,500～2,000頭の 範囲)	
例 3	【計画目標】 農業被害金額を現在の半分にする	保護管理ユニットAの推定個体数は約400頭であり、過去か ら大きな被害は発生していない。そのため問題個体の管理 を中心に、400頭以上の個体数を維持する。 保護管理ユニットBでは、個体数増加・分布拡大による農業 被害が深刻であり、農業被害金額の半減を目指す。農業被 害及び出没件数が現在のおよそ半分だった10年前の個体 数を目標に、主に分布拡大地域を中心に管理を行う。
	【目標個体数】 ユニットA:400頭以上を維持 ユニットB:800～1,200頭	

IV 特定計画の運用

- ・目標としたい状態に向けて必要とする目標個体数を設定する。
- ・目標個体数は幅で設定が可能(例:700~800頭など)。
- ・個体数水準の下限を下回らないように捕獲を実施し、目標とする年度に向けて捕獲数を管理する。その際に、一時的に目標個体数を下回る場合もある。

目標個体数に向けた捕獲の運用のイメージ



IV 特定計画の運用

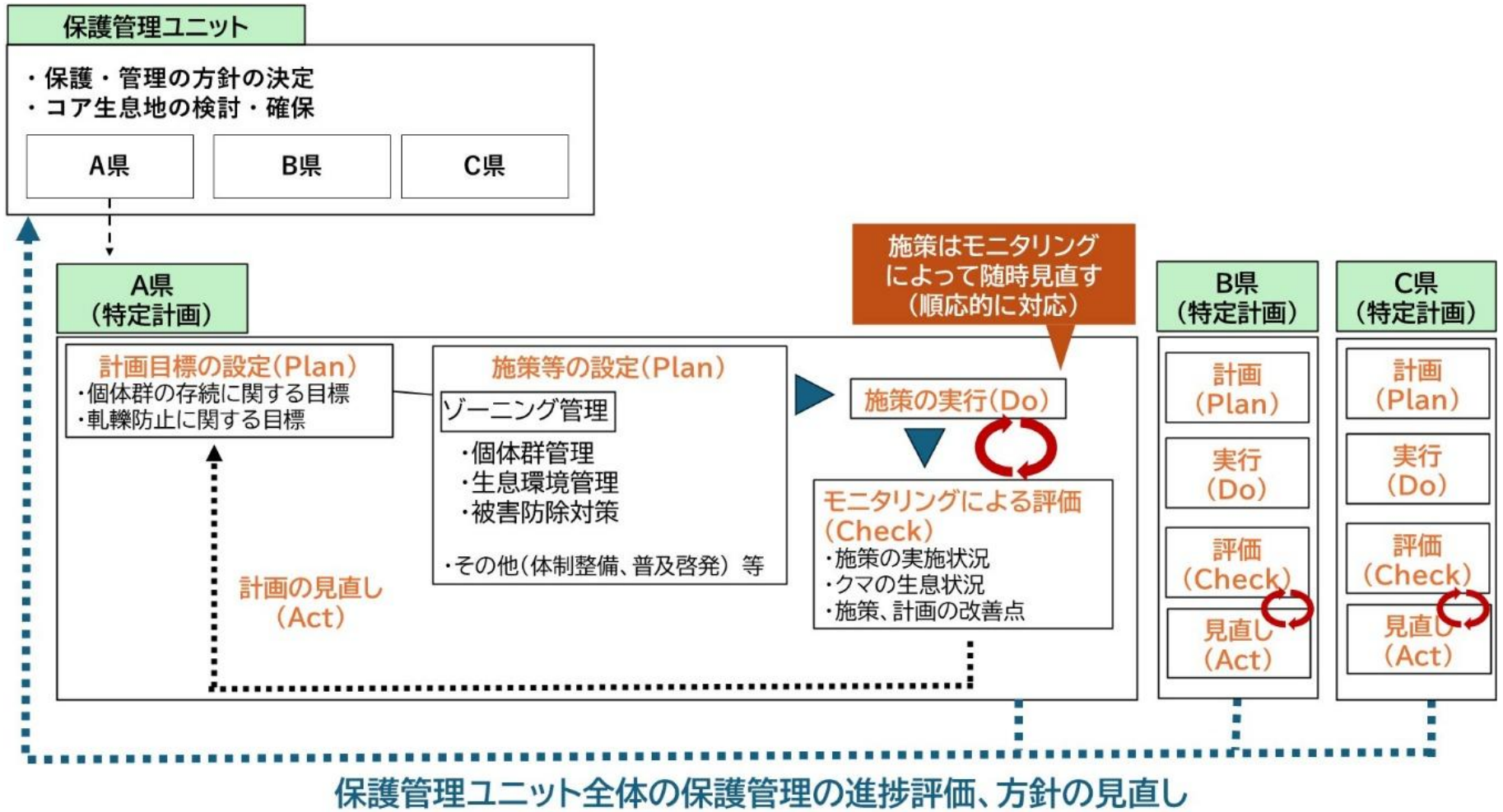
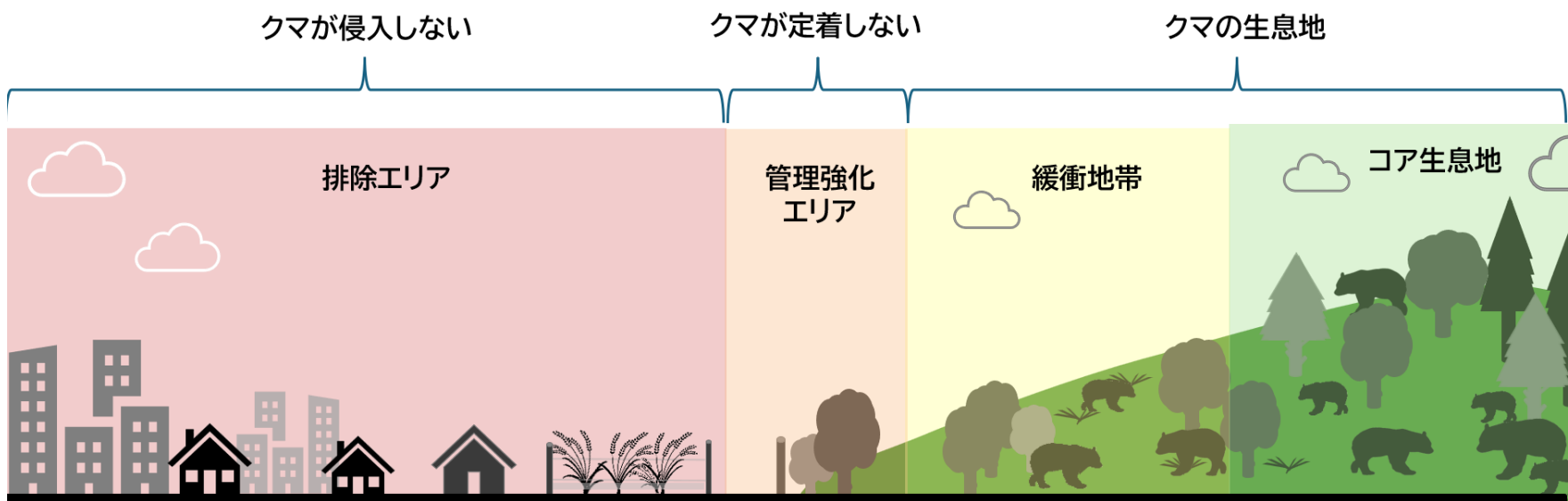


図 保護管理ユニットと都道府県におけるクマの保護・管理の階層

IV 特定計画の運用



ゾーン／施策		排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
個体群管理	問題個体管理	●	●	●	●
	個体数管理※	実施しない	●	●	実施しない
【捕獲数】年間●～■頭で捕獲する（５年後の推定個体数が目標個体数（○～□頭）の範囲内）					
生息環境管理	・ 出沒ルートや隠れ場等（藪や河畔林等）の環境整備 ・ 耕作放棄地の解消	・ 排除地域への出沒ルートや隠れ場等（藪や河畔林等）の環境整備 ・ 耕作放棄地の解消 ・ 里地里山林の管理	・ 里地里山林の管理	・ クマの生息環境の維持・改善（広葉樹林化・針広混交林化等） ・ 森林の連続性の確保（鳥獣保護区特別保護区等の配置の見直し・検討）	
被害防除対策	・ 電気柵・防護柵等の設置 ・ 誘引物（放任果樹・未収穫作物等）の管理 ・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理	・ 誘引物（放任果樹等）の管理 ・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 ・ 追い払いの実施	・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 ・ 追い払いの実施	・ 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 ・ 追い払いの実施	
普及啓発	・ 地域住民への注意喚起や対策の指導 ・ 被害対策に関する指導 ・ 捕獲に関する安全指導	・ 被害対策に関する指導 ・ 捕獲に関する安全指導 ・ 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供		・ 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供	
体制整備	・ 特定計画の作成・運用に係る人材の確保・育成 ・ 捕獲技術者の育成・確保 ・ 人身被害防止に向けた体制整備（関係機関との連携等含む） ・ 緊急時の対応体制の整備（緊急銃猟等含む）				

ゾーンに基づき、
施策を実施する

個体群管理は、捕獲行為そのものが目的化しないように捕獲を強化するゾーンを考慮して実施する

※個体数管理のための捕獲（数の調整目的での捕獲等）は管理を目的とした保護管理ユニットで実施される。

IV 特定計画の運用

広域協議会の運用例

- ・ツキノワグマでは西日本を中心に保護管理ユニットを対象とした広域協議会が設立
- ・ユニットの推定個体数を基に、全県の狩猟による捕獲の禁止・解禁を判断(東中国)
- ・ユニットで共通した特定計画を作成(西中国)

協議会	構成する都道府県	内容
白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域協議会	富山県・石川県・福井県・岐阜県・滋賀県	白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域保護管理指針(平成 21 年 3 月)の作成
北近畿東部地域ツキノワグマ保護管理広域協議会※1	福井県・滋賀県・京都府	広域保護管理指針(案)の作成(作成中) 保護管理ユニットを対象とした個体数の推定
近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会※2	京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県・岡山県	近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理指針(令和 3 年 10 月)の作成 保護管理ユニットを対象とした個体数の推定
西中国山地ツキノワグマ対策協議会	島根県・広島県・山口県	保護管理ユニットを対象とした個体数の推定、堅果類の豊凶調査 3 県の特定計画の作成
紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理協議会	三重県・和歌山県・奈良県	紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理指針の作成(非公表) 保護管理ユニットを対象とした個体数の推定
四国ツキノワグマ広域協議会	徳島県・香川県・愛媛県・高知県(協議会事務局・運営は中国四国地方環境事務所が中心)	ツキノワグマ四国地域個体群広域保護管理指針(令和 2 年 1 月)の作成

Ⅳ 特定計画の運用

ゾーニング管理

- ・広域的なゾーニング:クマの分布域管理、広域の緩衝地帯・コア生息地の確保
→大規模な市街地や農地等が連続する地域「排除エリア」、周辺を「管理強化エリア」
- ・集落レベルのゾーニング:地域の状況に合わせたゾーニング
→広域の緩衝地帯・コア生息地内の「排除エリア」「管理強化エリア」の設定



IV 特定計画の運用

ゾーニング管理

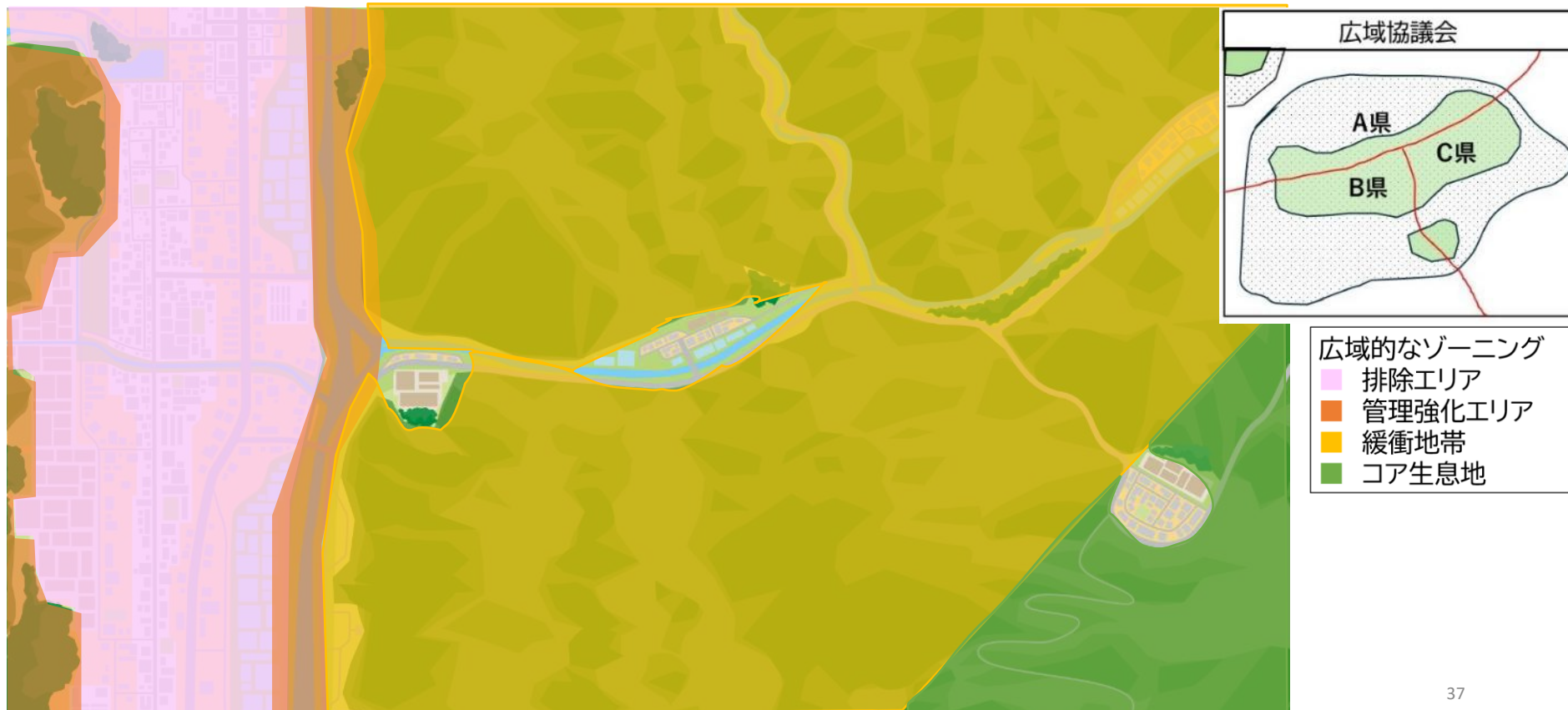
- ・広域的なゾーニング:クマの分布域管理、広域の緩衝地帯・コア生息地の確保
→大規模な市街地や農地等が連続する地域「排除エリア」、周辺を「管理強化エリア」
- ・集落レベルのゾーニング:地域の状況に合わせたゾーニング
→広域の緩衝地帯・コア生息地内の「排除エリア」「管理強化エリア」の設定



IV 特定計画の運用

ゾーニング管理

- ・広域的なゾーニング:クマの分布域管理、広域の緩衝地帯・コア生息地の確保
→大規模な市街地や農地等が連続する地域「排除エリア」、周辺を「管理強化エリア」
- ・集落レベルのゾーニング:地域の状況に合わせたゾーニング
→広域の緩衝地帯・コア生息地内の「排除エリア」「管理強化エリア」の設定



IV 特定計画の運用

ゾーニング管理

- ・広域的なゾーニング:クマの分布域管理、広域の緩衝地帯・コア生息地の確保
→大規模な市街地や農地等が連続する地域「排除エリア」、周辺を「管理強化エリア」
- ・集落レベルのゾーニング:地域の状況に合わせたゾーニング
→広域の緩衝地帯・コア生息地内の「排除エリア」「管理強化エリア」の設定

集落レベルのゾーニングで「排除エリア」、
「管理強化エリア」として設定

広域協議会

A県
B県
C県

広域的なゾーニング
■ 排除エリア
■ 管理強化エリア
■ 緩衝地帯
■ コア生息地

広域レベルのゾーニングは広域協議会と調整の上で都道府県、
集落レベルのゾーニングは地域と連携の上で市町村が設定する
(都道府県は集落レベルのゾーニングの設定を支援)

IV 特定計画の運用

ゾーニング管理

集落レベルのゾーニングの設定方法(例) 「クマの出没対応構築事業における成果報告集」

- 既存事業の収集と分析
▶目撃や土地利用の情報等の可視化
- 現地調査による状況の把握
▶痕跡や対策等の情報整理
- ゾーニング管理案の作成
▶重点的に対策が必要な場所等の整理
- 地域の意見交換とゾーニング管理案の調整
▶地域と意見交換し、案の調整を図る
- ゾーニング管理計画の運用と見直し
▶設定したゾーンの運用と見直し

クマ類の出没対応構築事業の 成果報告集

— クマ類の出没の防止と円滑な対応に向けて —

現地調査等の結果を活用したリスクマップ、ゾーンマップ、重点対策地域

リスクマップ
クマ類の出没、注意する環境（クマ類が身を隠せる環境）、誘引物等、学校などが集まる場所等の情報を統合させ、クマ類の出没リスクが高い場所を色分けして可視化したマップです。

ゾーンマップ
土地利用図の情報等（市街地、農地、森林等）を基にゾーン区分（危険地域等）を設定したマップです。モデル事業の中では、「2」既存情報の収集と整理の分析結果（市街地等から300mの範囲内は人身被害の発生率が高い等）を参考に危険地域を設定しました。

重点対策地域
リスクマップの情報と、ゾーンマップで設定した危険地域や人の生活圏等の情報から、特に優先的に対策を実施する必要がある場所を整理したマップです（※P13）。

現地調査の成果

「ツキノワグマの生息地として利用される環境」、「誘引物」、「ツキノワグマの移動経路」、「危険箇所（住宅地や公園等）」、「対策の候補地」

重点対策地域の候補案
重点対策地域で想定される移動経路と対策候補地

(4) 重点対策地域におけるゾーニング管理実施計画の作成
自動撮影カメラの結果や、環境利用調査、現地調査及び目撃情報の分析結果を基に、新潟県と上越市で協議の上、重点対策地域として「五智公園エリア」「春日山城跡エリア」「大学キャンパスエリア」の3か所を選定しました。県ではゾーニング管理のゾーンとして、新除・排除地域、緩衝地帯（新除・排除地域隣接）、緩衝地帯、コア生息地の4区分を設定しているため、3か所の重点対策地域でそれぞれのゾーン区分を設定し、環境整備、誘引物管理、普及啓発等の対策案を整理したゾーニング管理実施計画案を作成しました。

ワークショップの開催

各村でゾーニングマップ作成と対策に向けた以下のワークショップを開催しました。

ワークショップのプログラム

- ツキノワグマの生態や出沒対策の基礎情報に関するレクチャー
- ゾーン区分を設定する境界、詳細なゾーン区分に関する意見交換
- ゾーニング管理を導入後に各ゾーンで取り組む対策の役割分担（農/村/住民）と内容

意見交換の様子
結果「各ゾーンで実施する対策と役割分担」

地域からの意見の例

ゾーン区分に関する意見

- 林縁との間に集落が設置されているので人とツキノワグマの境界にするのが分かりやすい。
- 防除地域を広くしすぎると関係会などの対応が困難。
- ゾーニングの区分が分かりづらい形だと現場で即座に区分を判断することが難しい。

IV 特定計画の運用

個体群管理、生息環境管理、被害防除対策

- ・個体数水準に応じて、捕獲上限数や目標個体数の設定を行う
- ・捕獲の目的(排除エリアへの出没防止等)に合わせ、ゾーンを踏まえた捕獲を行う
- ・個体数の減少は、必ず生息環境管理や被害防除対策とセットで行う

【個体数水準1及び2の保護管理ユニット】

□捕獲上限割合

水準1 : 3%以内

水準2(保護): 5%以内

水準2(管理): 自然増加率の範囲内

□捕獲上限数の管理(上限数に含めるもの)

狩猟による捕獲数、許可捕獲数、緊急銃猟、指定管理事業、交通事故等による死亡数

□管理方法

単年度又は複数年度で捕獲総数を管理

【個体数水準3及び4の保護管理ユニット】

□目標個体数の設定

水準3 : 水準3の範囲内

水準4 : 水準4又は3の範囲内

幅で設定可能(例: 800~1,000頭など)

□目的

軋轢を軽減する

□その他

地域個体群の安定的な維持が妨げられないように個体群動態を定期的に把握する

排除エリア・管理強化エリア

- 放任果樹の管理(市街地内や林縁部)
- 家畜飼料、農作物などは電気柵等によって防除する
- クマの隠れ場となるヤブ、移動経路となる河川や緑地などは定期的に伐採・刈り払い等を行う

IV 特定計画の運用

施策を評価するモニタリング指標

・計画の運用(実施)状況と目標達成は別の指標を用いて評価する

項目	内容	指標
実施状況の評価	ゾーニング管理	・ゾーンの設定状況(広域、集落レベル) ・ゾーンでの対策状況
	個体群管理	・捕獲状況(捕獲個体の位置、数、方法、性齢区分)
	生息環境管理	・刈り払い等の事業の実績 ・人工林の針広混交林化の実績
	被害防除対策	・誘引物等の管理実績 ・電気柵等の設置実績
	体制整備	・訓練等の体制整備事業の実績 ・出没対応マニュアルの作成・改訂の状況
	普及啓発	・研修会等の実績 ・注意喚起等の状況
計画目標の 達成状況の評価	軋轢の状況	・出没状況(ゾーン別) ・人身被害状況(ゾーン別) ・農林水産業被害の発生状況(種類、被害額、面積等) ・被害意識(アンケート調査等)
	地域個体群の維持	・推定個体数 ・個体群動態(年齢・性別比、繁殖率等の推移等) ・分布状況(分布域・面積・連続性等) ・森林の様態

【モニタリングによる評価】

■ 特定計画での評価事項

・計画の運用

・立案した計画の内容(適切さ)

■ 計画の運用

・設定した施策が実行されたか

■ 立案した計画の内容

・実行された施策が施策目標の達成につながったか

・計画目標の達成につながったか

・特定計画で定めた保護・管理の目標と施策が実現可能なものであったか

・目標が適切であったか

上記の結果を踏まえて、次期計画の見直しを図るなど、順応的に管理することが重要。

V 特定計画の記載項目

1. 計画の名称と考え方

- ・第一種保護計画、第二種管理計画

2. 保護・管理すべき鳥獣

- ・ヒグマ又はツキノワグマ

3. 計画の期間

- ・鳥獣保護管理事業計画の有効期間内、保護管理ユニットの指針等との整合

4. 保護・管理が行われる区域(対象地域)

- ・クマが分布する地域、複数のユニットがある場合はユニット毎の目標設定

5. 現状の分析

- ・出没、生息、環境、被害(人身・農林水産)、誘引物、施策、捕獲等の情報収集と分析

6. 現状の評価と分析

- ・施策の実施、目標達成を評価し、課題と改善点を整理することで計画を見直す

7. 第一種特定鳥獣の保護/第二種特定鳥獣の管理の目標

- ・個体数の増加や維持/減少、生息地の拡大や維持/縮小の目標の設定

8. ゾーニング管理に関する事項

- ・広域レベルと集落レベルの2つのスケール。集落レベルは主に「排除」「管理強化」エリアを設定

9. 個体群管理に関する事項

- ・保護を目的する場合は捕獲上限割合の設定。管理を目的とする場合は目標個体数の設定。

10. 生息地の保護・整備、被害防除対策、出没対応に関する事項

- ・全ての個体数水準でクマの生息地の保護を図ることが重要

11. その他保護・管理のために必要な事項

- ・関係部局・機関との連携、人材育成と配置、普及啓発、モニタリング、錯誤捕獲対応、技術活用

VI ガイドラインの掲載事例

【共存を目指した管理方針】

■事例:北海道

■個体数指数を用いた管理
2014年度の個体数を基準(個体数指数=100)として地域個体群毎に個体数指数の目標を設定

■4つの措置に応じた管理
目標捕獲数の設定による管理
・「軋轢低減措置」
捕獲上限を設定した保護管理
・「通常措置」
・「個体数回復措置」
・「緊急保護措置」

■あつれき軽減を図る目標と指標
【目標】
・人身被害、人里出没と農業被害
・個体数指数の目標(予防水準と共存水準の範囲内で管理)
【指標】
①人身被害抑制指標
②人里への出没、農業被害指標
③地域個体群の存続指標
④あつれき評価指標(検討中)

【指定管理鳥獣捕獲等事業】

■事例:富山県

■2つの事業目的
Ⅰ. 侵入個体の排除
Ⅱ. 問題個体管理

■サポートチームの結成
【サポートチーム】
ツキノワグマの捕獲経験が豊富な捕獲者4名で構成(富山県猟友会)
・クマが元来生息していなかった地域で捕獲を行う時はサポートチームを派遣し、技術的支援をしている。

■事業評価
(2024年)
・サポートチーム派遣の体制を整備したが出没がなく実績はなかった
(2025年)
・サポートチームの派遣により早期の事態収束につながった。
(課題)
・出没状況は年変動することから捕獲目標数以外の評価指標が必要

【ゾーニング管理の導入】

■事例:長野県

■ゾーニング事業の横展開
環境省事業でゾーニングを実施したモデル地区3村の成果を活用し、12市町村でゾーニング管理を導入。

■ゾーニング管理の導入ステップ
①対象地域の決定・現状把握
②ゾーニングマップ案の作成
③意見交換会の開催
④ゾーニング実施計画案の作成
⑤ゾーニング実施計画の確定

■ゾーニング管理計画の運用
・クマの出没等状況に合わせゾーン区分は柔軟に変更が可能
・鳥獣対策専門員による技術的な助言や指導をする体制を整備
・隣接市町村間でのゾーニング計画の連携

■今後の展望
ツキノワグマ対策本部による複数の部局間で連携した管理体制の整備



制作：環境省